

問Ⅱ - 1 - ③の2（責任追及の訴えに係る和解をする場合の監事の同意）
一般社団法人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟において和解をする場合には、監事の同意が必要ですか。

答

1 一般社団法人においては、社員は法人に対し、役員等（設立時社員、設立時理事、理事、監事、会計監査人又は清算人）の責任を追及する訴え（責任追及の訴え）の提起を請求することができます（一般社団・財団法人法（以下「法」という。）第278条第1項）。

また、請求を受けた法人が60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は法人のために責任追及の訴えを提起することができ、法人は、当該請求をした社員等に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならないとされています（法第287条第2項）。なお、60日の経過により法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、当該社員は責任追及の訴えを直ちに提起することができるかとされています（法第287条第4項）。

2 これらのうち、法人が、理事等（理事及び清算人並びにこれらの者であった者）の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合に、監事の同意が必要であるかについては規定がありませんでした。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による法の改正により、法人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、監事の同意（監事が二人以上いる場合は、各監事）を得なければならないことが明記されました。（法第280条の2）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第104条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2 第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合

二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴

えに係るものに限る。)並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告(理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

一般社団・財団法人法第 278 条 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等(第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。)又は清算人の責任を追及する訴え(以下この款において「責任追及の訴え」という。)の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。

3 一般社団法人は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は同項の設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

5 第二項又は前項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

6 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

一般社団・財団法人法第 280 条 社員又は一般社団法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 監事設置一般社団法人が、理事及び清算人並びにこれらの者であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事(監事が二人以上ある場合にあっては、各監事)の同意を得なければならない。

3 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、一般社団法人に対し、訴訟告

知をしなければならない。

- 4 一般社団法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならない。

一般社団・財団法人法第 280 条の 2 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及に係る訴訟における和解をするには、監事（監事が二人以上ある場合には、各監事）の同意を得なければならない。

一般社団・財団法人法第 281 条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、一般社団法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該一般社団法人の承認がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、一般社団法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。
- 3 一般社団法人が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみなす。
- 4 第二十五条、第一百十二条（第二百七条第四項において準用する場合を含む。）及び第一百四十一条第五項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。